

各 位. 2022年5月19日

問合せ先

会社名石原産業株式会社 代表者名 代表取締役社長 髙橋英雄 コード番号 4028 東証プライム市場 取締役財務本部長 川 添 泰 伸 (TEL. 06-6444-1850)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第99回定時株主総会に、「定款 一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社での世界初となる青色コチョウランの商品化に伴い、現行定款第2条の事業目的を追加 するとともに、これに伴う号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるた め、当社定款を次のとおり変更するものであります。

- ① 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置 をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第 19 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範 囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第 19 条)は不要となるた め、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日(予定) 定款変更の効力発生日 (予定)

2022年6月28日(火曜日) 2022年6月28日(火曜日)

(下線は変更部分であります)

79 /~ /-> ±L	(下縁は変更部分であります)
現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と する。 (1)~(3) (条文省略) (新 設) (4)~(11) (条文省略)	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と する。 (1)~(3) (現行どおり) (4)植物の生産、売買および輸出入 (5)~(12) (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書類お よび連結計算書類に記載または表示をす べき事項に係る情報を、法務省令に定め るところに従いインターネットを利用す る方法で開示することにより、株主に対 して提供したものとみなすことができ る。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等) 第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報につい て、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部または一部 について、議決権の基準日までに書面交付 請求した株主に対して交付する書面に記 載しないことができる。
第 20 条~第 46 条 (条文省略)	第 20 条~第 46 条 (現行どおり)
(新 設)	(附則) 1. 定款第 19 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヵ 月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 19 条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から 6 ヵ 月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヵ 月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヵ 月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヵ 月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上